

寄附金取扱規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本航空機操縦士協会（以下、「本協会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄付した寄附金
- （2） 特別寄附金 寄附者が寄附の申し込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- （3） 特定寄附金 本協会の会員または会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募集活動を行うことにより受領する寄附金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。

第3条（寄附金の募集）

本会は常時一般寄付金・特定寄付金を募ることができる。

2 寄付の募集に際しては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第17条に規定する禁止行為を行ってはならない。

第4条（寄附金の使途） 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用するものとする。

特別寄附金は、全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

第5条（受領書等の送付）

寄附金を受領した時は、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本協会の公益目的事業に関連する寄附である旨、及びその寄附金額と受領年月日を記載する。

第6条（募金に係る結果の報告）

本協会は特定寄附金の募集期間終了後、速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本協会は特定寄附金の支出が完了した時は、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

第7条（寄附金の受入制限）

寄附金が下記各号に該当する場合若しくはその恐れがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益認定法第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、当協会に著しい資金負担が生じる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本協会業務の遂行上支障があると認められるもの及び本協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

第8条（情報公開）

本協会が受領する寄附金については、公益認定法施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

2 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

附則

この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

この規程は、2023年9月8日第324回理事会で承認された。

(参考)

*1 「公益認定法」第17条

公益法人の理事若しくは監事又は代理人、使用人その他の従業者は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
- 二 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。
- 三 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

*2 「公益認定法」第5条第17号

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

- イ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人
- ロ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人ハ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人
- ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
- ホ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人ハ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人ト その他イからハまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

*3 「公益認定法施行規則」第22条第5項

5 第三項第五号の財産は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。同項第六号の財産についても、同様とする。

INTENTIONALLY LEFT BLANK